

問No.	更新日	Q	従来Answer(令和5年3月31日までの取り扱い)	新Answer(令和5年4月1日以降の取り扱い)
1	6月16日	本QAは何に関するQAか。	本QAは、コロナウイルスの影響を受けた事業者が融資を申し込むために、必要な認定手続きに関するものです。	本QAは、コロナウイルスの影響を受けた事業者が融資を申し込むために、必要な認定手続きに関するものです。
2	6月16日	コロナウイルスの影響を受けた事業者が融資を申し込むために、必要な認定手続きはどのようなものがあるか。	札幌市では、下記の4種類の認定を行っております。 ・札幌市中小企業融資制度要綱第38条の規定による認定書(38条の認定書) ※略称「38条」 ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号) ※略称「4号」 ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号(セーフティネット保証5号) ※略称「5号」 ・中小企業信用保険法第2条第6項(危機関連保証) ※略称「6項」	札幌市では、下記の4種類の認定を行っております。 ・札幌市中小企業融資制度要綱第30条の規定による認定書(30条の認定書) ※略称「30条」 ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号) ※略称「4号」 ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号(セーフティネット保証5号) ※略称「5号」
3	6月16日	売上高の減少の各基準はどの程度か。	・札幌市中小企業融資制度要綱第38条の規定による認定書：10% ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号：20% ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号：5% ・中小企業信用保険法第2条第6項：15%	・札幌市中小企業融資制度要綱第30条の規定による認定書第27条第2号関係：10% 第27条第3号及び同上第4号関係：5% ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号：20% ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号：5%
4	6月16日	上記の基準は、小数点以下は四捨五入して良いか。	実数で判断するため、四捨五入は行いません。申請書の記載上は、小数点第2位以下を切り捨てて記載いただくようお願いいたします。	実数で判断するため、四捨五入は行いません。申請書の記載上は、小数点第2位以下を切り捨てて記載いただくようお願いいたします。
5	6月16日	認定手続きはどのように行えばよいか。	認定にあたっては、札幌中小企業支援センター(札幌市中央区北1条西2)にて、認定を受け付けておりますが、申請手続きについては、原則として金融機関が代理申請を行うことといたしますので、融資の申込を行う金融機関に必要書類をご提出ください。	認定にあたっては、札幌中小企業支援センター(札幌市中央区北1条西2)にて、認定を受け付けておりますが、申請手続きについては、原則として金融機関が代理申請を行うことといたしますので、融資の申込を行う金融機関に必要書類をご提出ください。
6	6月16日	必要書類は何か。	下記のとおりとなります。 また、法人の方は社判・代表者印、個人の方は実印をお持ちください。 【共通資料】 ・認定申請書、売上高等に関する資料 (札幌中小企業支援センターにご用意しているほか、札幌市公式ホームページ( <a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/safetynet/sefu_net_crisis.html">http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/safetynet/sefu_net_crisis.html</a> )にも掲載しております。) 【法人の場合】 ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(登記上、札幌市に住所がない場合は、札幌市で事業を行っていることが客観的にわかる資料(賃貸借契約書や営業許可証等)) 【個人の場合】 ・事業所の所在地を確認できるもの(直近1期分の確定申告書、開業届、許認可証等のいずれか)	下記のとおりとなります。 【共通資料】 ・認定申請書、売上高等に関する資料 (札幌中小企業支援センターにご用意しているほか、札幌市公式ホームページ( <a href="http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/safetynet/sefu_net_crisis.html">http://www.city.sapporo.jp/keizai/center/safetynet/sefu_net_crisis.html</a> )にも掲載しております。) 【法人の場合】 ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(登記上、札幌市に住所がない場合は、札幌市で事業を行っていることが客観的にわかる資料(賃貸借契約書や営業許可証等)) 【個人の場合】 ・事業所の所在地を確認できるもの(直近1期分の確定申告書、開業届、許認可証等のいずれか)

問No.	更新日	Q	従来Answer(令和5年3月31日までの取り扱い)	新Answer(令和5年4月1日以降の取り扱い)
7	6月16日	必要書類については、写しでも良いか。	札幌市で様式を定めている「認定申請書」及び「売上高等に関する資料」以外は、写しで構いません。	札幌市で様式を定めている「認定申請書」及び「売上高等に関する資料」以外は、写しで構いません。
8	6月16日	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書について、発行から何か月以内のものが必要か。	明確な決まりはありませんが、社会通念上に照らして、発行から3か月以内でお願いしております。	明確な決まりはありませんが、社会通念上に照らして、発行から3か月以内でお願いしております。
9	6月16日	認定要件に「最近1か月間の売上高等が前年同月比〇%以上減少～」とありますが、最近1か月とはいつか。	申請日時点において、売上高の数値が確定している月といたします。ただし、38条の認定書を除き令和2年1月以前の月を最近1か月の対象月とすることはできません。(国の見解として、コロナウイルスの影響を受けたのは令和2年2月以降としているため。)	申請日時点において、売上高の数値が確定している月といたします。
10	6月16日	創業後1年を経過しておらず、前年の売上高等の比較ができない場合、認定は可能か。	「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」に該当すれば、認定します。 ※「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」は問No.13参照	「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」に該当すれば、認定します。 ※「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」は問No.13参照
11	6月16日	1年前から、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などにより前年よりも企業が成長していることにより、現在の企業全体の売上高等と、前年の売上高等を比べることが適当でない場合、認定は可能か。	「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」に該当すれば、認定します。 ※「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」は問No.13参照	「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」に該当すれば、認定します。 ※「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」は問No.13参照
12	6月16日	前年以降、取引先拡大や新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加などによって成長しており、売上高等の前年比較は著しく適当でない場合、認定は可能か。	「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」に該当すれば、認定します。 ※「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」は問No.13参照	「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」に該当すれば、認定します。 ※「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」は問No.13参照

問No.	更新日	Q	従来Answer(令和5年3月31日までの取り扱い)	新Answer(令和5年4月1日以降の取り扱い)
13	6月16日	問10～12の場合の「新型コロナウイルス感染症に係る認定基準の運用緩和後の基準」とは。	以下のいずれかを満たしている場合は認定します。 ①直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、各基準以上減少していること。 ②直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して各基準以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して各基準以上減少することが見込まれること。 ③直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、各基準以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して各基準以上減少することが見込まれること。	以下のいずれかを満たしている場合は認定します。 ①直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、各基準以上減少していること。 ②直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して各基準以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して各基準以上減少することが見込まれること。 ③直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、各基準以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して各基準以上減少することが見込まれること。
14	6月16日	複数の金融機関に認定書を提出する場合、2部申請する必要があるか。	38条の認定書については、金融機関にて保管することになるため、2部申請が必要となります。 ただし、それ以外の認定書については、最終的に、金融機関を通じて北海道信用保証協会に提出されることになるため、1部だけの申請で足りる。(A金融機関に原本、B金融機関に写しを提出すれば足りる。)	30条の認定書については、金融機関にて保管することになるため、2部申請が必要となります。 ただし、それ以外の認定書については、最終的に、金融機関を通じて北海道信用保証協会に提出されることになるため、1部だけの申請で足りる。(A金融機関に原本、B金融機関に写しを提出すれば足りる。)
15	6月16日	認定書の有効期限はいつまでか。	原則、発行日から30日間。ただし、令和2年1月29日から令和2年7月31日までに発行された認定書については、記載されている有効期間に関わらず、令和2年8月31日まで有効となります。	原則、発行日から30日間。ただし、令和2年1月29日から令和2年7月31日までに発行された認定書については、記載されている有効期間に関わらず、令和2年8月31日まで有効となります。
16	6月16日	金融機関に代理申請を依頼する場合、委任状は必要か。	従来、札幌市では委任状は不要として取り扱っていたが、全国的に委任状を必要とする取り扱いになったことから、現在は必要としております。	従来、札幌市では委任状は不要として取り扱っていたが、全国的に委任状を必要とする取り扱いになったことから、現在は必要としております。
17	6月16日	郵送による認定は可能か		金融機関からの郵送を受け付けております。 必要書類と返信用封筒を同封の上、札幌市に郵送してください。
18	6月16日	前年がコロナによる影響を受けていて比較月として妥当ではない場合はどのように比較すればよいか。		売上を比較する前年同月がコロナの影響を受けた後である場合、事実確認の上、コロナの影響を受ける前の同月における比較を行えます。 なお、国の見解として、コロナの影響を受けたのは令和2年2月以降とされています。ただし、令和2年2月以前の比較すべき月に、事故や災害等の特殊事情により売上等が著しく低かった場合などは別途考慮が可能な場合があります。